

3 地方分権改革の推進と地方議会の位置付けの地方自治法への明文化等について

地方が、自主性と自立性を十分発揮し、地域の実情に沿って多様化・複雑化する課題に取り組むためには、更なる地方分権改革の推進が必要である。

このため、国と地方が一層協調し、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等に取り組む必要がある。

また、地方分権改革の推進等により、地方議会の果たす役割と責任はますます重要となる一方で、地方議会については、投票率の低下に見られるように住民の関心や理解が薄れつつあるという指摘も多く、小規模な市町村を中心に議員のなり手不足が深刻化しており、加えて、議員の性別や年齢構成の偏りも課題となっている。

このため、地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け等を地方自治法に明文化し、地方議会の役割に対する住民の理解促進、議員自らの職務等の責任に対する自覚の向上、女性や若者など多様な人材の議会への参画による議員のなり手の確保につなげていく必要がある。

また、議会のデジタル化の推進などにより、平時・コロナ禍等にかかわらず、議会機能を十分に発揮するとともに、多くの住民の声を反映した議会審議を行っていくことが重要であるが、その実現には、法的・技術的・人的・財政的な課題がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 令和5年の統一地方選挙までに、「地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること」及び「地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと」を地方自治法に明文化すること。

- (2) 令和5年の統一地方選挙までに、「地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと」を地方自治法に明文化すること。
- (3) 地方議会における多様な人材確保等の観点から、議員の請負禁止の範囲を明確化した上での請負に関する規制の緩和及び立候補に伴う企業等による休暇の保障、厚生年金への地方議会議員の加入など、立候補環境改善のための法整備を早急に実現すること。
- (4) 地方議会のデジタル化の効果的な推進のため、議会のデジタル人材の確保・配置や通信環境の整備等への支援を行うこと。
- また、近年の大規模自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症のまん延、議員の出産・育児と議会活動の両立が求められている状況等を踏まえ、本会議をオンラインにより開催できるよう検討の上、必要な制度改正を行うこと。
- (5) 住民から地方議会へ提出される請願書や地方議会から国会へ提出する意見書については、電子的な提出が認められていないことから、提出者の利便性の向上、受け取った側の整理の効率化などを図るため、請願書や意見書の電子的提出を実現すること。
- (6) 地方行財政や地方公共団体の運営等に大きな影響を及ぼす政策の実施に当たっては、地方の意見を的確に反映できるよう、時間的余裕を確保の上、事前の情報提供や提案を行い、国と地方の協議の場において、分科会の活用を含め十分協議すること。
- また、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けについては、地方分権改革に関する「提案募集方式」など、地方の提案の実現に向けた積極的な検討、採用を行うことにより、更なる見直しを行い、

その際には一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性、主体性を最大限尊重の上、対応すること。

- (7) 議会の招集権については、議会の代表者である議長に付与すること。
- (8) 議会の招集日に災害等で議員の応招が困難となった場合、招集日の変更を可能とすることを法律上明確化すること。
- (9) 各地方公共団体の幅広い住民サービスの方針である予算の決定に当たっては、地方議会が当該団体の意思決定を行う場であることを踏まえ、予算修正権の制約を見直すこと。
- (10) 議会の監視機能を強化するため、政令で定められている議決を要する契約の種類・金額、財産の取得・処分に係る面積・金額の基準について、各地方公共団体が条例で定めることができるようにすること。
- (11) 昨年改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児・介護の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修実施や相談体制の整備などの取組に対する支援を講ずること。
- (12) 地方議会の意見書については、地方の問題解決に対する切実な思いが込められていることから、国会及び政府において積極的に活用し、その活用結果を公表すること。